破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３７号
石川県能美市西任田町ル17番地１
債務者　宮本　博志
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第５６４号
京都市伏見区淀美豆町684番地　淀リバーサイド708号
債務者　宮田　和裕
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
大分市高江中央１丁目16番地の３
債務者　津田　知子
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７８号
宮崎県延岡市北浦町宮野浦474番地イ
債務者　山田　美代
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第６９号
宮城県遠田郡美里町字峯山８番地158　県営峯山住宅421号
債務者　鎌田津求実
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
宮城県遠田郡美里町北浦１丁目16番地　パルＣ105号
債務者　佐々木有樹子
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
山形県新庄市末広町１番27号、前住所山形県最上郡戸沢村大字古口353番地
債務者　冨樫美由紀
１　決定年月日時　平成29年７月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第５２号
茨城県龍ケ崎市２番地41（725）
債務者　中村　　治
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
茨城県龍ケ崎市２番地41（725）
債務者　中村　明美
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
福井県坂井市春江町中筋第100号11番地、旧住所福井県坂井市三国町黒目第33号502番地
債務者　前田　泰義
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
福井市冬野町第25号73番地
債務者　八木友香代
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
長野県松本市県１丁目16番13号
債務者　小池　英俊
１　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４０号
長野県諏訪市清水１丁目10番12号
債務者　兼田めぐみ
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１６０号
大分県別府市天満町４番29号　荷宮アパート２Ｆ１号
債務者　清竹　省二
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８７号
兵庫県明石市松の内１丁目９番地の15　ライオンズマンション西明石第５－204号
債務者　秋元　　剛
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
兵庫県揖保郡太子町糸井144番地　エルメゾン　202号室、従前の住所千葉県松戸市松飛台138番地の15
債務者　赤井　凌太
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第６号
山口県宇部市大字妻崎開作2027番地１　梅田川ハイツＡ棟102号
債務者　羽良　　泉
１　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
山口地方裁判所岩国支部